

日本資本主義と農地所有

——地主の寄生形態およびその展開——

島 袋 善 弘

はじめに——課題

本稿は、日本資本主義と農地所有との構造的連関を考察し、その歴史的展開過程を、産業資本主義段階から第二次大戦後の高度成長期に至るまで検討することを課題とする。

従来日本資本主義と「地主的土地所有」（地主・小作関係といいかえてもよい）とは異質の生産関係とされる傾向が強く、後にみるとおり、その相互関連の論理的解明は充分になされてはいえない。

そこで本稿では、第一に先行研究を検討し、その問題点を明らかにしつつ、日本資本主義と土地所有との関連（地主の寄生形態といってもよい）について、どう理解すべきかを提示する。そして第二に、その理解を前提として、資本主義の発展とともに、地主の寄生形態がどのように展開するかを検討しよう。

なお、あらかじめ断っておけば、本稿は従来の研究成果に依拠しつつ新たな論理構成を試みたものであり、個別実証を目的とするものではない。というのは、資本主義と土地所有との関連という、いわば原理的な規定と、寄生形態の大枠としての展開とを検討するという本稿の課題を追及するためには、従来の研究上の蓄積に依拠することで、一応こと足りると考えるからである。

もちろん、本稿で提示する大枠の論証は、個別実証によって裏づけられ

るべき論点を多く含んでいる。そうした論点は、いずれ機会を改めて詰めることにしたい。

（研究史の検討 1） 中村政則の「地主制史研究」について

従来の地主制史研究の中で、資本主義と土地所有との関連を、その原理的規定（地主の寄生性とは何かという点についての考察）までさかのぼって検討した唯一といってよい研究が、中村政則の地主制史研究である。そこで予め中村政則の研究を検討しておこう。

（1）中村地主制史研究の大枠は、永原慶二・中村政則・西田美昭・松元宏『日本地主制の構成と段階』（一九七二年）、中村政則『近代日本地主制史研究』（一九七九年）に示されていると考えてよい。

（一）中村説の概要

中村はまず「日本資本主義と地主制との関連を、『地租および地代の資本への転化論』を方法的軸とする地主制史研究の視点から究明していく」（傍点は原文）と、地主制史研究の方法を提示する。そして「寄生とは一体、何にたいする寄生なのか。地主制史研究の戦後段階ではこの問題はまともにとりあげて検討されていない。せいぜい、地主が、生産的機能から遊離するとか、小作料に寄生するとかいった程度の『寄生地主』理解にとどまっ

ていたのが実情である⁽³⁾（傍点は原文）と研究状況に対する不満を表明した上で「寄生地主・範疇は帝国主義の歴史的所産であるという観点を明確にしなければならぬ」⁽⁴⁾（傍点は原文）と考察の方向を示す。続いて寄生性をどのように理解すべきかを検討し「寄生地主は、(1)小作人・小作料、(2)産業資本・利潤、(3)植民地超過利潤・弱小民族の労働の搾取に寄生する」という意味で、すなわち三個の視点・三重の規定からその寄生性を理解すべきだ……。いうまでもなく、三重規定の論理的連関は、たんなる併列関係にあるのではなく、(1)の規定を基礎として(2)の規定が生じ、さらに(1)(2)の規定の上に(3)の規定が生じるという重層的な内的連関構造をもっている⁽⁵⁾」（傍点は原文）と地主の寄生性を規定し、「このいわば三重の規定をうけつつ、地主層は厳密な意味における寄生地主・範疇としてみずからの姿態を完成させていくのである⁽⁶⁾」と範疇規定を与える。

(2) 前掲『近代日本地主制史研究』一一二頁

(3) 同前書八二頁

(4) 同前書八三頁

(5) 同前書八五頁

(6) 同前書八〇—八二頁

(二) 中村説の研究史上の位置

このように中村説は、従来の「地主制」（＝土地所有関係）についての理解（地主が「小作料と小作農民に対して寄生する」とみる素朴な理解）を批判し、地主の寄生性を資本主義との関連で理解しようとする方向性を提示（＝帝国主義に対する寄生）したものである。中村地主制史研究は、いわば、地主制史研究におけるパラダイムの転換を示すものといえよう。

(三) 中村説に対する従来の批判

中村説に対する諸々の視点からの批判については、発表されている種々の書評に譲ることとする⁽⁷⁾。ここでは、論を進める上で関わる点だけを記そう。まず、有元正雄は『構成と段階』について、次のように批判する。

「本書は日本資本主義と地主制との構造的関連における『構成と段階』を明らかにした業績ではあっても、日本地主制そのものの『構成と段階』については必ずしも充分に明らかにしていない……。本書が日本地主制研究の理論的停滞を打破しようとした意欲は高く評価するが、そのことが逆に『日本地主制の構成と段階』の範囲を越えて、『日本資本地主制相関論』ないし『日本資本主義発達基盤論』となっていることは否定できない。……本書がその主力をそそぎ、中心的に明らかにしている明治三〇年代地主制確立説は……資本主義と……地主制が構造的に結合した時点……であつても、地主制そのものの確立とは異なるものではないか⁽⁸⁾。また伏見信孝は、『近代日本地主制史研究』について「氏の地主制確立の議論は……資本主義と地主制の関連を説明するものではあつても、地主制自体の確立を説明するものだとはいえないであらう。……寄生地主・範疇についても……氏の場合は範疇の拡張解釈ではないか⁽⁹⁾」（傍点は原文）と有元と類似の批評を加えている。

(7) 前掲『構成と段階』に対する書評には、安孫子麟（『土地制度史学』

五九号、一九七三年四月）、守田志郎（『社会経済史学』三八—四、一

九七二年一〇月）、有元正雄（『歴史学研究』三八九号、一九七二年一

〇月）、暉峻衆三（『史学雑誌』八二—二、一九七三年二月）がある。

また、前掲『近代日本地主制史研究』に対する書評には牛山敬二（『土地制度史学』八六号、一九八〇年一月）、有元正雄（『社会経済史学』四六—一、一九八〇年六月）、加瀬和俊（『歴史学研究』四八六号、一九八〇年一月）、伏見信孝（『日本史研究』二一四号、一九八〇年六月）、清水洋二（『史学雑誌』八九—三、一九八〇年三月）がある。参照されたい。

(8) 有元正雄書評（『歴史学研究』三八九号、一九七二年一〇月）五〇頁

(9) 伏見信孝書評（『日本史研究』二一四号、一九八〇年六月）八〇頁

(四) 中村説の問題点

中村説に対する従来の批判は、中村説に含まれている問題点をえぐり出

す方向を示しているが、未だ論理的に詰められていないとはいえない。というのは、「資本主義と地主制との構造的関連」や「寄生地主範疇の拡張」という指摘は、中村説の特徴Ⅱ長所（地主制と資本主義との結合）を言ったに過ぎず、それだけでは批判たりえないからである（なお中村説は、その延長線上に、日本資本主義の特殊性を地主制・農業との関連で説明しようとするものである）。そして最近の研究動向が示す地主の寄生性の態様は、小作料・有価証券投資・植民地地主化という地主の寄生性の諸側面が明らかにされる形で進んでおり（とくに有価証券投資の増大）、一見中村説を裏づけるようにみえる¹⁰⁾。

中村説の問題点は、むしろその寄生概念を逆の方向（「三重規定」の個々の寄生性）から検討することによって鮮明にさせることができる。即ち、中村説でいう第二規定Ⅱ有価証券投資による収入（「地主」によって、それが全収入の半ば以上にのぼる）は、階級としての地主の寄生性をいみするであろうか、という点である。

この点を最近の研究成果（大石嘉一郎編著『近代日本における地主経営の展開』一九八五年）に基づいて言えば、次のようになる。第一次大戦後、三類型に分化する地主経営（第一類型Ⅱ土地所有依存の形を変えなかった地主類型、第二類型Ⅱ有価証券投資家としての性格を強めていく地主類型、第三類型Ⅱ産業資本家・企業経営者としての性格が第一義的側面をもつ産業資本家地主、「地方財閥」地主とも称すべき地主類型）のうち、第一類型の地主はともかくとして、第二類型の地主（とくに経営の根幹が有価証券投資に転換する先進地域の地主）や、第三類型の地主は、階級として純化された地主といえるものであろうか。そして中村説にひきつけてみると「一部に地方財閥化した地主を含みつつ多かれ少なかれレントナー地主化の道を辿ったものが多数を占めたと思われる¹¹⁾」とされる地主のレントナー部分は、地主の寄生性に含めて理解しうるものであろうか。

言いうることは、せいぜい、かつて小作料収入を基礎としていた地主（階級としての地主）が、資産転換を行って（もしくは資産を増大させて）、異質の寄生性を兼ねるようになった、ということではないだろうか。レントナー化した部分は「地主の寄生性」自体ではなくて、寄生の結果であらう。

以上のようなわけで、中村説の「寄生の三重規定」「寄生概念の拡張」（Ⅱ資本主義と地主制との関連のさせ方）は説明困難な問題点を抱えていると考えられる。

それでは中村説は、どうして説明困難な問題点を抱えることになったのであろうか。その根源は、寄生性を農業外部に（土地所有・農業とは異質なものに）拡張した点にあるのではなからうか。言いかえれば、異質なものを「地主の寄生性」に含めた結果、説明困難な部分を生じたのではなからうか。

このような中村説の問題点は、当然その方法論にまでさかのぼりうるものである。即ち、中村説の方法的主軸である「地租および地代の資本への転化論」は、中村説が本質的には資本市場論的アプローチであることを示すものであるが、「資本転化」は、地主の寄生の結果であって、寄生性の本質に関わるものではないということである。中村説の問題点は、究極的にはその資本市場論的アプローチにあると考えてよいであらう。以下、中村説に対置される理解を記そう。

（10）近年の地主制史研究は、とくに一九二〇年代以降の地主経営の解明について進展が著しく、著書・論文は枚挙にいとまがないほどである。さし当り、前掲『構成と段階』、『近代日本地主制史研究』、大石嘉一郎編著『近代日本における地主経営の展開』（一九八五年）および同書にとりあげられている著書・論文等を参照されたい。

これらの著書・論文は、一九二〇年代以降における有価証券投資の進展と地主の植民地（朝鮮）への進出を明らかにする。ただし、中村説でいう植民地への寄生は、植民地地主化をいみするものではない。「植民地への資本輸出を媒介する国家資本への投資（Ⅱ公債買得あるいは満鉄、東拓、韓国（のちに朝鮮）銀行株所有など）」を通して、植民地超過利潤Ⅱ弱少数民族の労働の搾取に寄生するという意味」（『近代日本地主制史研究』八〇頁）であり、植民地地主化は、植民地への寄生の特殊形態とみるべきであらう。

（11）要約・引用は、前掲『地主経営の展開』七〇四—〇六頁による。

一 地主の寄生性―原理的考察

地主の寄生性は、資本主義と農業との関連について、労働市場の面から接近することによって説明されるべきであらう。いいかえれば、寄生性は労働市場論的アプローチで、農業・土地所有（小作料）の内的メカニズムを検討することによって、資本主義と関連させて規定されるべきではないだろうか。

以下、小作料の水準を論理的に検討する中で、小作料Ⅱ地代の本質を明らかにしよう。

（一）小作料の水準

結論を先に提示すれば、小作料Ⅱ地代の水準は、小作農の農業生産物（または貨幣計算をして、農業生産額）のうち、費用価格「C」＋「V」（Cは不変資本、Vは可変資本Ⅱ労賃。いずれも資本制生産様式から類推されたものである）を超過する部分である。小作人が税金・諸負担をもつばあい（そのばあい、それが小作料から差引かれる）や、歴史的條件、村落共同体内の條件等による「C」＋「V」を超える部分（Ⅱ小作料水準）のバリエーションはあるが、原則はこのように考えてよいであらう。

まず、「C」部分が小作農の手に確保されることは、述べるまでもないであらう。「C」が確保されないと再生産が不可能となるからである（「C」の確保は再生産の前提であり、「V」をはずしてよいであらう）。

次に「V」について検討しよう。従来、資本制生産様式（資本・賃労働関係）から直接類推された「V」が想定されてきた。農業日雇賃金に注目する暉峻衆三の議論は、その典型である¹²⁾。

しかし、本稿ではこの「V」を「小作農の労働力の再生産に必要な部分」と規定する（そのいみ、および暉峻の議論との差異については、後に明らかにする）。このように規定すると、明治期以降、小作農の生活は成立し、継続されているのであるから、特殊なばあい（たとえば、自然災害が続発

して離農を強制されるばあい等）を除けば、「V」は確保されていると考えざるをえない。

ところで、小作農の「V」部分は、低い水準にあるとはいえ、必ずしも農村において常に最低辺に位置するというわけではない。というのは、農業常用労働者Ⅱ年雇が階層として存在するばあい、小作農の「V」水準は、農村賃金体系の中で、むしろ優位な状態にあると考えてよいからである。そこで以下年雇労働力の展開について検討することを通して、「V」水準の位置を明らかにしよう。

（12）暉峻『日本農業問題の展開 上』（一九七〇年）。とくに二六三―七七頁を参照されたい。

（二）農業雇用労働（年雇）の展開

小作農の「V」水準について論理的に検討する準備として、農業における伝統的低賃金労働力（年雇）について、その展開を、それが階層として存在する時期と、解消に向かう時期とに区別して検討しておこう。

先進地帯（京都・大阪）からみよう。

荒木幹雄の研究によれば、一九〇〇年前後の京都府には年雇を用いる地主豪農経営が存在し、その経営では、「反当経営収入五一円九〇銭から労賃を含まない経営費を差し引いた残額は、反当り三四円五四銭となる。そこで一反四畝を基盤とする経営を遂行し、労賃を支払わないと、この年雇の給与に相当する収入を得ることができる計算となる。もし二反の耕地を基盤とする経営を遂行すると年雇の給与四八円一五銭を支払っても二〇円九三銭の収入をあげることができ、この経営で水田二反を貸しつけて一三円六銭の貸付地純収益をあげるよりも収入が大きくなる計算となる。低賃金労働力が利用できれば、農業経営支出を増加させても、農業経営純収益を増大させることができたのである。それで当経営では低賃金労働力を使用し、経営を拡大したのであった。……低賃金労働力を使用できたことが富農経営を維持した条件であったといえる」と指摘する。同じ時期の大阪

府について、荒木は地主富農・自作富農の経営事例とともに、五人の年雇労働力を使用する一・七町経営の自小作富農経営の存在を指摘する。そして自作地経営純収益をみると、「若年中心で低賃金で」⁽¹³⁾「小作貧農一人の生計を維持する水準の給与が与えられていた」年雇を使用するばあい「年雇労働力を一人雇用して二反歩経営すれば、その二反を貸付けた場合の純収益と同額の収益をあげることができ、二反以上経営できれば貸付地純収益よりも手取り収益を大きくできる勘定となる」という結果を示している。そして大阪府でも「富農経営はこのような低賃金で利用できる労働力の存在を前提としていた」と指摘する。

東北地方については田崎宣義の研究があり、一九二〇（大正九）年の庄内水稲単作地帯では「年雇を雇い農耕馬を保有することによって『大規模』経営の維持がはじめて可能となることは明らかである」⁽¹⁴⁾「一般に四町歩を越える規模の経営は、ほとんどが『定雇』を雇用し、三町歩台の経営での『定雇』使用も決して稀なものではなかった」と指摘している。ここでも低賃金で若年の年雇（「若勢」）を前提として富農経営が成立していたことを示している。

ところが、このような富農経営の前提となる「年雇は……明治末・明治三〇～四〇年（一九〇〇年前後）を起点として減少し始め、さらに大正中期および昭和初期にかけて急激な減少をみた」⁽¹⁵⁾とくに減少は等一次大戦中に著しく進み「農業労働力需給の一般的傾向は、まず戦時好況下では商工業に農村労働力が吸収され、したがって特に年雇の、年齢的には男女とも青年および少年労働力の、それぞれ減少が目立った」⁽¹⁶⁾。

それを地域的にみると、一九〇〇年前後以降の年雇労働力の全国的な減少傾向の中で「京都府においては一九一〇年代以降その傾向が著しかった」⁽¹⁷⁾。

庄内水稲単作地帯については、前掲田崎論文を見よう。田崎は、一九二〇年代以降の年雇減少と農業経営の変動を、次のように記している「若勢（年雇の男子）が低賃金のために『青年盛り』が都市に流れてゆく様相が明らかである」⁽¹⁸⁾。その結果「農業経営のいわば労働力面における限界的状況は、一方で農業賃労働者の不足とそれによる労賃の上昇賃労働者自身の意識的向上等によって雇用労働力への旧来通りの依存が困難となることで

促進され、他方では家族労働力自体がもともと限界点で燃焼されていた等々に基因するが、いずれにしても労働力的な硬直状態に農業経営が置かれていたことが、この段階で労働者不足・労賃上昇と経営規模縮小とが相携えて現象する要因のひとつとなったことは明らかである。……七町歩以上耕作層の一貫した減少傾向とは別に、『大規模』経営層のなかでも……三・五町歩、五・七町歩層の減少と、雇用労働力への依存が小さく経営としては自立的な二・三町歩層の増大という現象」⁽¹⁹⁾を呈することになる。即ち、東北地方では、全国的な傾向からやや遅れて一九二〇年代以降、年雇の解消・富農経営の解体過程が進展する。

(13) 年雇の劣悪な労働条件については、暉峻『日本農業問題の展開 上』五四―五五頁を参照。なお、年雇の農業経営上の長短について千田正作は「元来、年雇は、雇主にとっては比較的低労賃支出ですむ、農繁期労働力の確保上の不安が少（ない——引用者補足）、また平素は家事労働にも従事せざる、などの利点があり、他方、農閑期に給養し、賃金も支給する、などの不利点があった」（千田『農業雇傭労働の研究』一九七一年、六一頁）と指摘している。

(14) 荒木幹雄『農業史』（一九八五年）一〇五―一〇六頁

(15) 荒木幹雄「明治中期大阪府における農業経営の発達と寄生地主的土地所有」（『日本史研究』二六八号、一九八四年一月）三〇頁

(16) (17) 同前二七頁

(18) 同前三〇頁

(19) 田崎宣義「昭和初期地主制下における庄内水稲単作地帯の農業構造とその変動」（『土地制度史学』七三号、一九七六年一月）六一頁

(20) 同前六二頁

(21) 千田正作前掲書一〇六頁

(22) 同前五七頁

(23) 荒木『農業史』一八七頁

(24) 田崎前掲論文六九頁

(25) 同前七〇―七一頁

(26) 一九〇〇年代以降日本資本主義の発展にもかかわらず、全国的には年

雇を使用する資本主義的農業経営が解体に向かうのは何故であろうか。この点に触れることは本稿の課題ではないが、農業の自然的特殊性との関係では次のように考えてよいであろう。資本主義の発展にともなう、農業においては、雇用労働者の増加といういみでの資本主義的発展は、むしろ道をとざされるのではないかと思われる。それは産業資本の時期をも含めて一貫すると言ってよい。この点について渡辺寛が「一般に資本主義のもとにおける生産力の発展は、資本蓄積の増大につれて可変資本部分の相対的減少を伴うものであるが、しかしその絶対量は増大し、雇用労働者数も増大するのが常態である。だが、農業においては、他の生産手段のように資本によって自由に生産することのできない土地が主要な生産手段である関係上、生産の発展に伴う資本構成の高度化は、可変資本の相対的減少のみならず、その絶対的減少をもたらす傾向をもつのである」(大内力編著『農業経済論』一九七七、九五頁)と指摘しているのは適切である。なお、同書に記されている如く、自由主義段階のイギリスにおいても、雇用労働者の増加といういみでの農業の資本主義的発展はない(同書九二―九九頁参照)。この点について『資本論』は、「資本制的生産が農業を征服するや否や、あるいはその征服の程度に応じて、農業上の機能資本の蓄積につれて農村労働者人口にたいする需要が絶対的に減少するのであるが、この場合には、非農業的産業におけるとは異なり、その反発が、より大きい吸引によって補われることはないであろう」(『資本論』第一巻六七頁)と記している。雇用労働者の増加といういみでの農業の資本主義的発展は、原蓄段階までの課題ではないかと思われる。

(三) 「V」水準の位置

富農経営・年雇雇用の推移と労働市場の展開は、小作農の「V」水準との関係で、どのように理解すべきであろうか。以下検討しよう。

まず年雇が階層として存在する時期(近畿では第一次大戦前)にかなり解

体が進むが、東北ではそれ以降も残存する)についてみよう。前項でみたとおり、小作地で年雇を使用して経営純収益が確保されるのであるから、当該小作農業経営者にとつてのC+「V」は、実はC+V+P(Vは年雇賃金、Pは利潤)だということになる。そして家族労働力だけで農業経営を行なえば、「V」=V+Pが農業収益となる⁽²⁶⁾。

この主張に対しては、次のような研究上の理解が対置されうる。

第一に、小作農の劣悪な生活は、V+Pを実現しているような状況ではないという指摘である。小作料の高さを示す際に引用される「日本における比類なき高さの半隷農的小作料と印度以下的な低い半隷農的労働賃金との相互規定……賃金の補充によって高き小作料が可能にせられ又逆に補充の意味で賃金が低められる様な関係の成立、即ち、半隷農的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃金との合計でミゼラブルな一家を支へる様な関係の成立」という指摘がそれである。しかし、このような小作料と賃金の存在形態は、過小農の多就業形態を示すものとして理解しないと、零細小作農の生活は、農業だけで支えられるべきだという、政治的主張に惰してしまふ。

第二は、伝統的賃労働(年雇)は資本制農業経営のそれとは異質であるという批判である。たとえば「東北地方に残存する三町以上経営の性格……は……身分的隷属性の強い労働力の性格からして、これを資本制農業経営と規定することには無理がある」という指摘がそれである。しかし、農業労働者の低賃金と劣悪な労働条件は、日本にだけある現象ではない。資本主義的農業経営が、典型的に発展したイギリスでは次の如くであった(いずれも一九世紀前半についての指摘)。

「農村労働者は賃金の最低限にまでおし下げられるのであって、片足をつねに被救恤の窮乏の淵にさし入れている」⁽²⁷⁾「農業地方の大部分の日雇労働者……のいとなむ生活がどんな状態にあるかは、容易に考えることができる。彼らの食物はそまつで、とぼしく、彼らの着物はぼろぼろで、彼らの住宅はせまくて、みじめである——家庭的な楽しみなどまるでない。ちっぽけで、あわれな小屋である。また若い連中のためには木賃宿があるが、ここでは男と女がほとんどまったく分けられず、野合を

そのかしている。月に二、三日も仕事にあぶれる日があると、こういった連中は、どうしても悲惨のどん底におちこまねばならない」⁽²⁸⁾「労働者の生活は急迫に急迫を告げ、餓死に瀕して他人の畑に入り蕪菁や、鶏や兎等を盗む者が日々に増加したときへ云はれて居る位である。以て当時の賃金が生活費に比して如何に低廉であったかを想像するに難くない。

……労働時間は日曜日を除くの外半休日があるではなし、一週六日間雇主の意の儘に働かねばならなかった。時には一日労働時間が十一時間乃至十二時間にも亘ることがあった。……注意すべきは住宅問題であつて、元来英国の農業労働者の大多数は農場附属の小屋に居住し、家賃は比較的低廉であつたが、雇主の小屋に住ぶが故に其の追放を恐れて、各種の不利益なる労働条件に服従せねばならなかった。加之、其の住宅たるや極めて不完全で且つ少数で、甚だしきに至つては一室又は二室よりなる住宅に八人乃至十人位の家族が住み、其の不衛生なることに至りては言語道断であつた」⁽²⁹⁾。

農業における資本主義的経営は、低賃金と従属的な性格に強くいろどられた伝統的な賃労働に依存して成立しているものであり、その劣悪な労働条件下で労働者が得る賃金は、歴史的に規定された必要労働部分だと考えるべきであらう。

次に、年雇の階層としての解体が進展する時期は、どう理解すべきであろうか。日露戦後、とくに先進地帯では、農村労働力の都市的労働市場との結合が進む中で、年雇労働力の流出と賃金労働者への転化が徐々に進行する。それとともに農業労働者の賃金が上昇する。表「農業賃金の推移」は、賃金上昇の状況を年雇と日雇賃金について示したものである。一九一〇年代以降の実質賃金の上昇傾向は明確であり、とくに第一次大戦後（一九一九年以降）の実質賃金上昇が顕著である（一九〇六—一〇年平均に対して一・四—一・六倍となる）。

このような賃金上昇によって（それに加えて農産物価格低迷という農業経営をめぐる環境の悪化もあって）、年雇労働力に基本的な立脚していた旧型富農経営ないし地主手作経営は、経済的に解体を迫られた。

事態はそれにとどまらない。表にみられる如く、年雇賃金とともに日雇

農 業 賃 金 の 推 移

	年雇(1年当り, 円)		日雇(1日当り, 円)		農村消費者 物 価 指 数	年雇賃金指数(実質)		日雇賃金指数(実質)	
	男	女	男	女		男	女	男	女
1906-10年平均	71.4	44.4	0.424	0.343	100	100	100	100	100
1911	82	54	.504	.380	105.5	108.8	115.3	112.7	105.0
12	94	62	.564	.426	111.2	118.4	125.5	119.6	111.7
13	91	63	.589	.461	114.7	111.2	123.7	121.1	117.2
14	77	48	.507	.367	106.5	101.2	101.5	112.3	100.5
15	75	48	.486	.347	99.0	106.1	109.2	115.8	102.2
16	84	52	.522	.392	107.6	109.3	108.8	114.4	106.2
17	102	68	.646	.507	134.1	106.6	114.2	113.6	110.2
18	141	97	1.009	.745	183.3	107.7	119.2	129.8	118.5
19	222	156	1.634	1.128	247.4	125.7	142.0	155.8	132.9
20	221	151	1.637	1.159	259.7	119.2	131.0	148.7	130.1
21	224	162	1.57	1.17	234.0	134.1	155.9	158.2	145.8
22	223	172	1.51	1.18	228.7	136.6	169.4	155.7	150.4
23	227	172	1.47	1.16	227.0	140.0	170.7	152.7	149.0
24	230	171	1.42	1.13	228.7	140.8	168.4	146.4	144.0
25	232	174	1.44	1.15	229.8	141.4	170.5	147.8	145.9

年雇・日雇賃金は、梅村又次他著『長期経済統計 9 農林業』(1966年) P.220、農村消費者物価指数は、大川一司他著『長期経済統計 8 物価』(1967年) P.135による。実質賃金指数は、賃金を物価指数でデフレートしたものである。実質賃金指数=(賃金)÷(1906~10年平均賃金)÷(物価指数)×100

賃金も急上昇をみたのであるから、小作経営は、従来の「V」部分では、上昇した日雇賃金を大幅に下まわる「V」しか得られないことになってしまふ。小作争議の際に、小作農民が地主につきつけた「小作損益計算書」が示すところである。⁽³⁶⁾

個別事例をあげよう。荒木幹雄は、一九二八年の京都府における小自作中農経営について分析した結果を示して、次のように指摘する。

「農業経営純収益七二二円八六銭を投下労働八六〇・七日で割ると、労働一日当たり八四銭となる。また同純収益を農業労働力四人で割ると、一人当たり一八〇円七二銭となる。一九二八年の京都市製糸女工の日給は一円九銭で、当家の労働一日当たり純収益はそれより下回っていた計算となる。また京都市内の下男月給二〇円、下女月給一五円であったから一人当たり純収益は下女の年間給与と大体同額という数字となっている」。⁽³⁷⁾

以上のように、全国的には（とくに先進地帯では）第一次大戦後、農村の労働力が都市に吸収され、その労賃（年雇・日雇ともに）を急上昇させた結果、小作経営の「V」部分は相対的に劣位に陥り、農業日雇賃金を下回り、さらに農村賃金の最低辺に近いところに位置することになったわけである。⁽³⁸⁾

(27) 明治期以降第二次大戦敗戦時まで、農業経営間に質的差異をもたらすような生産力格差が形成されなかったとはいえ（荒木『農業史』一一〇頁および一八七頁参照）、あらゆるばあい、すべての小作経営に対して、一定の「V」水準が確保されるというわけではない。経営効率が通常の小作経営に対して「V」水準が確保されるということであり、若干の格差は当然存在する。下層小作経営のばあい、「V」部分は、年雇賃金以下でさえありうる。

(28) 「V」水準には地域格差があり、「V」が年雇賃金水準以下になることも考えられる。そのばあい、小作富農経営は成立しない。

(29) 山田盛太郎『日本資本主義分析』（一九三四年）六二頁。なお、引用は新字体に改めた。

(30) 中村政則「地主制」（大石嘉一郎編『日本産業革命の研究 下』一九

七五年）五五頁

(31) K・マルクス『資本論』第一巻、六七七頁

(32) F・エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」（『マルクス・エンゲルス全集 第二巻』大月書店、一九六〇年）四九八―九九頁。なお、「農業プロレタリアート」の状態を記した四九四―五〇九頁を参照されたい。

(33) 田辺勝正『土地制度研究』（一九三八年）三九八―九九頁。引用は新字体に改めた。

(34) なお、イギリスにおける一九五―一九三六年の農業労働賃金と都市労働賃金を比較して、小林茂は「都市労働賃金がつねに農業労働賃金の約一・五倍以上の大きさを保持していることがわかる」（小林『イギリスの農業と農政』一九七三年、一一七頁）と指摘している。

(35) 付け加えておけば、仏・独の農業労働者については、次のような指摘がある。「年雇さえも……賄い分のほかに極めて低い賃金を受け取るにすぎない。それは単なる小遣い銭にはかならず……このように低い賃金は、これらの常雇労働者たちの大借地農業者に対する全面的な従属によって、説明がつく」（一八世紀後半のフランス農業労働者の状態。湯村武人『十六―十九世紀の英仏農村における農業年雇の研究』一九八四年、五頁）。「雇用条件は……領主制農場経営のもとにおける賦役の直接変形したものであって……ふるい関係をかなり残していた」（一九世紀後半東エルベのユンカー経営における労働者の状態。大内『農業経済論』一七〇―一七一頁）。

(36) 「小作損益計算書」の事例は多いが、さし当り暉峻『日本農業問題の展開 上』二六四―二六六頁を参照されたい。

(37) 荒木『農業史』一四二―一四三頁

(38) 付け加えておけば、小作農の「V」水準が農業日雇賃金より低いといふことは、必ずしも小作農業経営が日雇労働よりも不利であることをいみしない。というのは、小作農業経営による、収入の継続性・安定性、村落共同体内での地位と利益、豊作の際の収支改善等が考えられるからである。

(四) 地主の寄生性Ⅱ資本主義体制への寄生

以上検討したとおり、小作農の「V」部分は、年雇が階層として存在する時期には、村落内階層序列のある部分に位置づけられた水準（一般的には年雇賃金以上）を必要とする。そして年雇解体後の「V」水準は、労働市場との関係（賃金水準・労働市場からの距離等）を基礎とし、小作経営収入の安定性・村落共同体構成員であることの諸利益や労働力流出に関わる諸条件等に規定されて（おそらくかなりの部分コスト計算された上で）農村賃金体系の最低辺か、その周辺に決定されるとみてよいであろう。

したがって「V」部分は、労働市場の条件によっては、日雇賃金はもとより、農業年雇以下でさえありうることも、既に見たとおりである。そして第一次大戦後の時期には、小作農の「V」部分が、かなり低い位置にあるのは、むしろ常態であろう。従来、小作料水準や小作農の生活水準を考えるばあい、ある程度以上の賃金水準（たとえば工業労働者賃金や農業日雇賃金）と比較して、それと同等の必要労働部分を確保してないことが指摘される。そして、そのことを根拠として、地主小作関係の「封建性」や、農業の「不合理性」が主張される。これは、いずれも第一次大戦後（とくに一九三〇年代の農業恐慌時）の状況を一般化したものであり、しかも、小作農の必要労働部分は、ある水準以上であるべきだという、政治的主張を含むものであると、考えてよいであろう。

ここで先に提示した小作料水準（「C+V」）を超える部分が小作料となる）に戻ろう。

これまで検討してきたことから、小作料Ⅱ地代は、基本的には当該時期の資本主義の展開度に対応して（より具体的には労働市場との関係で）、「C+V」を超える部分に決定されることになる。したがって、資本主義が発展するとともに労働市場が一層展開し、農業賃金が増加すれば、小作農の必要労働部分「V」が増大し、小作料の調整Ⅱその引き下げが必要とされることになる。その調整が、地主・小作両者の「協調体制」でなされるとしても、農会・産業組合による「商品生産の組織化」でなされるとしても、あるいは小作争議でなされるにしても、それは本質的な差違ではない

く、形態の差違であろう。

それとは逆に、「V」部分が小作農の必要労働部分を超えるばあい、地主の力が強ければ、小作料の引き上げをもたらすであろうが、一九二〇年代以降、そうなることはあまりない。むしろ小作権に価格を生じることになる（それは、小作争議の成果であるばあいもある）。そして、その小作地が転貸されれば、「又小作料」という形の、いわばもう一つの「寄生性」を発生させることになる（小作権が慣習化されているばあいも同様の論理で理解されよう。このばあい、「又小作料」は、本来小作料Ⅱ地代として地主の手中に帰すべき部分が、小作権保有者に移譲されたということになる）。

以上の検討から理解されるように、地主の寄生性とは、素朴に表面的にみた小作料や小作農に対する寄生ではなく、労働市場を介して資本主義のメカニズムに規制されたものであり、いわば資本主義体制への寄生であると言えよう。

(39) たとえば「必要労働部分に迄も喰ひ込むほどの全剰余労働を吸収する地代範疇、利潤の成立を許さぬ地代範疇」（前掲『分析』一九一頁）という言葉は、それを示すものである。

(40) 農業所得が家計費の七三％をカバーしているにすぎないことをもって「農産物価格はC+Vでなくて、むしろC+〇・七三Vという水準まで低下していると考えられる」（大内力『農業問題』一九五一年、一二七頁）とする農産物価格論も、論理は異なるが、その一つとみてよい。

(41) 「協調体制」論については、庄司俊作「小作争議と地主制の後退」（『土地制度史学』八三号、一九七九年）、同「近畿先進農業地域における地主制の後退過程」（『土地制度史学』八九号、一九八〇年）、同「戦前土地政策の歴史的性格」（『日本史研究』二二六号、一九八一年）、同「一九二〇年代農村支配体制に関する覚書」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』三四号、一九八四年）、坂根嘉弘「協調体制の歴史的意義」（『日本史研究』二二四号、一九八一年）、同「小作調停法体制の歴史的意義」（『日本史研究』二三三号、一九八二年）、同「小作調

停法運用過程の分析」(『農業経済研究』五五―四、一九八四年)を参照されたい。

(42) 「商品生産の組織化」論については、大門正克「産業組合の拡充と農村構造の再編」(『土地制度史学』九一号、一九八一年)、同「農民的小商品生産の組織化と農村支配構造」(『日本史研究』二四八号、一九八三年)を参照されたい。

(43) 小作争議の結果として、小作権価格が上昇した事例として、栗原百寿「岡山県農民運動の史的分析」(『栗原百寿著作集』VI一九八一年、所収)、同「香川農民運動史の構造的な研究」(『著作集』VII一九八二年所収)を参照されたい。

(44) 慣行小作権については、野村岩夫『慣行小作権に関する研究』(一九三七年)が、その成因、沿革、内容を解明している。

〔研究史の検討 2〕 暉峻衆三『日本農業問題の展開 上』について

小作農業経営における費用価格論については、既に暉峻衆三の研究があるので検討しておく。まず、暉峻の農業問題理解を、「C+V」論に関わる限りで要約すると、次のとおりである。

(一) 明治二〇―三〇年代において「小作農民の得る農業労働報酬は、伝来的水準での彼らの最低限的肉体的再生産をまわうに可能にする程度のものにならざるを得なかった。……この段階には、一般的には、小作農民経営のもとにおける『費用価格』の形成そのものが稀薄であったといえる……それは『V』についてとくにいうことである」⁽⁴⁵⁾。

(二) 日露戦後から第一次大戦までの時期には「農業雇用労働報酬の伝来的状態からの一歩離脱、すなわちその『賃金』化と水準上昇の傾向があらわれてきた……いまや農家労働力の都市的・資本主義的労働市場との結合がつよめられ、そのもとで農業雇用労働力とその労働報酬の状況にも右にみた変化があらわれてきたのともなう、零細農民経営の農業自家労働についても、それを『自家労賃』……として観念する関係が漸次形成さ

れ、かつその水準もわずかながら上昇傾向を示しはじめた。……小作農民の……自家労働に対する『自家労賃』評価はすでにこの日露戦争後の時期に形成されはじめていたのである」⁽⁴⁶⁾。

(三) 第一次大戦以後において「資本主義の発展は……農民にとっての労働市場を一層拡大し、西日本を中心として小作農民の小商品生産者化をさらにうながした。そのなかで農民経営単位でみた『費用価格』(「C+V」)の形成がさらに一段とすすみ、貨幣で表現されたその水準は名目的ばかりでなく実質的にも高められた。……小作農民の自覚、みずからの労働に対する価値意識と評価が高まるなかで……小作農民は、自分たちで『費用価格』……を算定し、その確保を前提として、それにみあった小作料減免を地主につよく要求した」⁽⁴⁷⁾。

このように要約される暉峻説には、次のような問題がある。

第一に、暉峻説は、「C+V」形成論であるのか、「C+V」意識形成論であるのか判然としないが(前者の形成に後者がともなうというところであろう)、どちらにしても、既に記してきたように、「C+V」は、明治初期には既に形成されてえり(伝来的で肉体的再生産を可能にする程度の労働報酬は、歴史的に規定された「V」である)、また「C+V」意識も明治初期には既に形成されていて、それに基づいて農作物の選定や、農業諸条件の選択・改良がなされたと考えるべきであろう(このばあい地主や村落共同体の規制が多少存在することは本質的な問題ではない)。農業問題の究明は、小作農の「C+V」形成および「C+V」意識形成を前提として検討されるべきだというのが、本稿の主張である。暉峻の「C+V」(意識)形成論では、年雇を用いる自小作・小作富農経営の存在や、小作権価格・又小作料の問題、そして次項でみる資本主義の発展段階と農地所有との関係等について説明することが困難ではないかと思われる。

第二に、小作農民が「費用価格」(小作農民の算定では「農業日雇賃金を最低限の評価基準とする『V』が圧倒的優位にた」⁽⁴⁸⁾)の確保を求めて地主と対立したとする暉峻の小作争議理解(同書「あとがき」記されているように、暉峻の問題意識の核心はこの点にある)をどう考えたらよいであろうか。本格的小作争議段階(第一次大戦後Ⅱ小作争議が一般的・社会

的なものとなる時期)を考えれば、第一次大戦中の労働市場拡大が農業賃金(年雇・日雇)上昇をもたらしたことによって、農村の階層序列(Ⅱ賃金序列体系)の中で、小作農の「V」部分を相対的に低下せしめ、争議に結びついたと考えてよいであろう(「V」は農業日雇賃金である必要はない。それはひとつの目安程度のいみをもつに過ぎない)。つまり、「C+V」(意識)の形成ではなくて、新たな条件下で「C+V」水準の修正を求める運動が、第一次大戦後の小作争議だということになる。⁽⁴⁹⁾

(45) 暉峻『日本農業問題の展開 上』二〇—二二頁

(46) 同前二七〇—二七一頁

(47) 同前二六三—二六四頁

(48) 同前二六四頁

(49) 暉峻説の難点は、その原因を問題意識の核心にまでさかのぼりうる。

即ち、暉峻は農業と農村の矛盾を地主・小作関係を基軸として解こうとした(同書「序説」三頁。暉峻の方法は、むしろ論点を地主小作関係に収れんさせたというべきであろう)ために、労働市場論的説明を徹底させることができなかったのではなからうか。農村の階級関係・階層関係の中で、地主・小作関係(その矛盾のあらわれとしての小作争議)が、どのように位置づけられるべきかについては、拙稿「一九二〇—三〇年代における農民運動の展開」(『山梨県立女子短期大学紀要』一三号、一九八〇年)を参照されたい。

三 資本主義の発展段階と地主の寄生性

地主の寄生性とは、資本主義のメカニズムに規制されたものであり、資本主義体制への寄生であることを明らかにしたが、それでは、資本主義社会の発展とともに、その寄生形態はどのように展開するであろうか、検討しよう。⁽⁵⁰⁾

(50) 以下においては日本農業の展開過程を、土地所有に関わる限りで検討する。農業全般の展開については、井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』(『井上晴丸著作集 第五巻』一九七二年)、大内力『農業史』(一九六〇年)、暉峻衆三『日本農業問題の展開 上・下』(一九七〇年・八四年)、同編『日本農業史』(一九八一年)等を参照されたい。

(一) 産業資本主義段階⁽⁵¹⁾

この時期に、地主は次の二つの方向で寄生性を拡大・強化する。

第一は、小作地の拡大・整備であり、これは三つの方法で行なわれる。

(1) 地主の土地兼併による小作地拡大(この点、従来の地主制史研究によって明らかにされた個別地主の土地集積過程が示すところである)。他方で地主は、開墾・干拓等による小作地の拡大を行った。⁽⁵²⁾ (2) 水利事業(財政資金が投入される)による水害防止と耕作条件の改善。その結果、農業生産が増大・安定し、小作料の増徴・安定をもたらす。(3) 耕地整理事業(補助金・低利資金に支えられる)。耕地整理は、直接的には米質の向上、収量の増加、労働時間の減少、二毛作の可能性などをもたらし、間接的には小作料の増徴や、地価の値上りをもたらした。また畦畔の整理、遊水池・潟などの消滅、縄延びの解消などによって耕地の拡張を実現するものであった。即ち、耕地整理は地主の利害にマッチする土地改良投資であり、地主の主導で推進された。

寄生性を拡大・強化する方向の第二は、農業生産力の上昇により、小作料増大を図るものである。種苗改良、肥料増投、牛馬耕の導入等がその主要な方法である。そのために、権力機構にバック・アップされ、地主が主導権を握る農会組織によって農事改良運動(塩水撰・短冊苗代・正条植・牛馬耕・農具普及・肥培管理など)が強力に展開された。

以上のような小作地の拡大・整備、農業生産力の上昇は、大なり小なり地主の投資とエルギー投入を必要とするものである。これらはいずれも、小作料Ⅱ「C+V」超過分、を拡大し、一方では土地資産増大による小作

料増大を、他方では小作料増大による土地資産増大（所有地価の増額）をもたらしという形で、地主の土地資産と小作料収取を増加させる。地主は、この時期には順調に寄生性を拡大・強化させるのである。⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾

(51) 産業資本主義段階を規定することは、本稿の課題ではない。ここでは「帝国主義段階に特有の社会政策的農政が本格化する前の時期」という程度のいみである。具体的には、一八九〇年代から一九一〇年代前半までの時期を念頭に置いて検討する。

(52) 開墾による小作地拡大については、Richard J. Smethurst, *Agricultural Development and Tenancy Disputes*（一九八五年）六一―六五頁を参照されたい。

(53) 日露戦争後、産米検査に対応するために、地主主導の産米改良運動が展開され、それをめぐる小作争議が各地にみられるようになる。これは、産米検査のために小作人は、労力や資金・資材を投下しなければならぬ（選別・乾燥・包装などのため）のに、現物小作料制の下では、産米改良の成果が地主に帰属したために起ったものである。即ち、小作人の労働力投入に見合う「V」が与えられなかったことに対する抵抗である（農業生産の状況・農産物市場・農産物価格・労働市場の展開等、条件はいろいろ考えられるが、帰着するところは、小作農に与えられる「V」の問題であろう）。

(54) この時期になされる地主の有価証券投資は、階級としての地主の寄生形態に関わるものではなく、地主の階級としての不純化傾向が強められたものである。後進資本主義国では、こうした方向の不純化傾向が早期に開始されると考えられる。

(二) 帝国主義段階⁽⁵⁵⁾

(1) 寄生形態を規定する条件

この時期には、地主の寄生性を規制する二つの条件が顕在化する。その一つは、都市的・資本主義的労働市場の拡大による、小作農の「V」部分

上昇（小作争議により「V」部分上昇が促進される）であり、その結果小作料は減少する。もう一つは、農産物価格（とくに米価）の低迷である。

この二つの条件に規制されて―それは現物小作料そのものの減少と米穀販売収入の減少をもたらし―小作料Ⅱ「C+V」超過分は、増加すること困難となる。

小作料の増加が困難となれば、地主は積極的な投資を回避することになる。というのは、地主の資金投下は、外延的拡大（小作地の兼併、開墾、干拓）であれ、内包的なもの（耕地整理、水利改良、農業諸条件の改良・整備）であれ、それに見合う小作料収入を保証しなくなるからである。

(2) 地主の対応（階級としての政策要求）

階級的な利益の維持（土地資産と小作料収取の維持）が困難となった地主は、次のような社会政策的農政を要求し、推進する。

(a) 米価政策―米穀関税と米価支持政策。

この時期には、外国ならびに植民地農業の競争が強くなり、とくに安価な外米・植民地米輪移入の漸増は内地米価格を圧迫し、米価問題は、日本の地主にとって切実な問題となった。

このような地主の要求に対応する米価政策は、地主経済に対して、米穀販売収入の増加という形で直接的に寄与すると同時に、小作中上層の収入増加による、「C+V」超過分の維持・増大をもたらしという形で、間接的にも寄与する。⁽⁵⁶⁾

(b) 米価政策以外の農政―産業組合拡充、各種の補助金・低利資金に支えられた農業政策。

諸種の社会政策的農政は、小作農の経営・生活を生産・流通等の面から支え、「C+V」超過分を確保せしめる。⁽⁵⁷⁾

(b)の政策は、帝国主義段階以前においても部分的には実現されるのであるが（この点は、後進資本主義国の特殊性であろう）、次の自作農創設政策は、帝国主義段階特有の政策である。

(c) 自作農創設政策

この時期には、米価低落・小作料減免・租税負担増大等の条件に規制さ

れて、地価は低落傾向をたどる。このような地価の低落傾向（土地資産減価）に対して、自作農創設政策は、低利資金融通によって地価を支える。また、自作農創設資金を利用した土地売却要求に応じれば、資産の形態を転換してその増大を可能ならしめる（地価に対する小作料回りの低下傾向によって、自作農創設が地主階級の主要な政策要求となる）。

ところで、自作農創設による地価の維持・上昇は、土地資産を維持・増大させる形で地主の階級的利益を実現せしめるが、自作農創設事業を進めることは、究極のところ、所有小作地の縮小をもたらす（縮小は、資産の収益性に関心を集中させている所有規模の大きい地主階級において、とくに進行する）。

つまり、自作農創設の面からみると、地主階級は、社会政策的農政に支えられた寄生性を実現することによって自らを階級として解体するという逆説的な寄生形態をとることになる。

(3) 帝国主義段階における寄生形態の特質

(a)(b)(c)の諸政策は、それ自体としては帝国主義段階に特有の社会政策的農政（「小農保護」政策）である。したがって、この時期において、地主は、①「C+V」超過分を受けとるという形で帝国主義体制への寄生性（「V」は帝国主義体制に規制された「V」である）と、②社会政策的農政に支えられた寄生性、という二重のいみで（といっても①は②に支えられたものであるが）、帝国主義体制に対する寄生性を実現する。

そして、帝国主義体制に対する寄生性の実現される過程で、地主階級の解体が進行することになる。

(55) 「帝国主義段階」という用語を、ここでは、「社会政策的農政が本格的に展開する時期」といういみで使う。具体的には、一九一〇年代以降をいみする。

(56) 近年の研究で「地主的土地所有」の直接的な基盤は、自作・小作中上層にあることが明らかにされているので、米価政策の効果は、基本的にはこのように理解して差支えないであろう（田崎宣義前掲「昭和初期

地主制下における庄内単作地帯の農業構造とその変動」、荒木幹雄前掲「明治中期大阪府における農業経営の発達と寄生地主的土地所有」、同『農業史』を参照されたい）。

(57) このほかに、直接的な農業政策ではないが、この時期にクローズ・アッブされる地方財政政策（義務教育費国庫負担金制度、地方財政補給金制度等）を加えるべきであろう。地方税制改革は、地主（とくに在村の中地主）の地方税負担を軽減させるとともに、小作農の「V」部分からの削減を縮小させる（地方財政の展開については、藤田武夫『日本地方財政発展史』一九四九年、を参照されたい）。

(58) 自作農創設政策の事業規模は、限られた財政支出のもとで、矮小なものとならざるをえなかった。しかしこの政策は、全面的に自作農を創設する規模である必要はない。地主の階級的要求としては、地価を下支える程度で充分である。

(59) このようにみると、自作農創設以外の社会政策的農政は、地主階級にとって、自らの階級の解体過程における、過渡的政策として位置づけられることになる。そして地主階級の解体過程は、その有価証券投資を進展せしめる。

(60) 農地政策のもう一つの柱である小作関係規制は、自作農創設とセットされる限り、地主階級にとって大きな階級的利益抑制にならないのではないかと思われる。小作法制に対する地主の抵抗の強さは、小作爭議についての過大評価（小作爭議は本来「C+V」を実現したところで止むものである）と、中小耕作地主層の厚い存在（階級としての地主に属しない階層で、自作地拡張の意図を潜在させており、その阻害条件に強い抵抗を示す）が原因となっていると考えてよいであろう。

(61) 地主階級が、社会政策的農政の推進者として前面に立つという、一見奇妙な農政推進のあり方は、以上のような地主の寄生形態にもとづくものである（「地主的農政」「地主的農会」「地主的産業組合」「地主的米価政策」等のことは、このような論理の中で理解されうる）。なおこの点について、栗原るみ「一九二〇・三〇年代の地主と農政」（『歴史学研究』四八一号、一九八〇年六月）、清水洋二「大日本地主協会の

研究」(『拓殖大学論集』一四六号、一九八四年)を参照されたい。

(三) 国家独占資本主義の政策⁶²⁾

一九二九年恐慌に続く日本資本主義の管理通貨制移行にともなう社会政策的農政の拡充(米穀統制法、産業組合拡充策、自作農創設政策の整備・拡大等)は、それが管理通貨制に支えられて(拡充された資金的裏付けをもって)展開されるようになるということであり、地主の寄生形態との関わりで本質的な変化はない。

なお、一九三〇年代に展開される救農土木事業・農山漁村経済更生運動・農家負債整理事業は、恐慌からの回復をはかる一時的な政策である。これは、農業経営の基盤を整備しつつ、農民生活を下支えすることによって、小作料収取を安定させる効果をもつ政策である。

(62) この時期の農業政策の特質については拙稿「昭和初期における農業政策の展開に関するノート」(『一橋論叢』六八—二、一九七二年)を参照されたい。

(四) 戦時下の農地政策

総力戦下の物的・財政的裏づけのない農業政策は、食糧増産のための間接的方策として、農地政策をドラスチックにすすめることになった。いいかえれば、地主・小作関係を、小作人に有利な形で統制し、それによって直接生産者である小作人の生産意欲を高めようという政策目的をもって農地政策が展開されたのである。小作権保護をはかる「農地調整法」(一九三八年)、小作料の適正化を目的とする「小作料統制令」(一九三九年)、農地価格抑制をめざす「臨時農地価格統制令」(一九四一年)、食糧管理をとおして小作料の軽減をもたらした米穀国家管理制度等がそれである。

このような戦時下の小作関係統制策は、常態の国家独占資本主義における農地政策の延長線上にある部分と、食糧増産が至上目的となる戦時下の

特殊性に基づいて地主の利益抑制が強化される部分と、両者の性質が重なっていると考えられる⁶³⁾。

農地政策の現実の展開をみると、一九四三年までは、地主の階級的利益は、小作料収取・自作農創設の両面について、基本的には貫徹されていたと考えられる。また、戦況が困難になり、食糧統制が強化される中で、地主の利益が大巾に抑制される一九四三年以降における抑制政策は、階級としての地主を抑制する点に政策の中心が置かれ、地主階級とはいえない「『在村地主』」⁶⁴⁾については、土地とりあげ⁶⁵⁾地主自作化、自家保有米容認による現物小作料統制の実質的存続など、権力によるさまざまな譲歩が：「おこなわれた」。これは、国家独占資本主義的農地政策の方向(地主を階級として解体しつつ、他方では中小地主階層の存在を認める)を示すものといえよう。

(63) 小作関係規制のどこまでが常態の国家独占資本主義的政策であり、どこからが戦時下の特殊な政策であるかを判別することは容易ではない。おそらく資本主義各国の農地政策——これが区々で、国家独占資本主義の政策としてどう位置づけるべきか難かしいが——で、およその見当をつける程度であろう。それはともかく、常態の国家独占資本主義の下では、地主の階級的利益を明白な形で、大巾に、かつ急激に犠牲にする形はとられないと考えてよい(ヨーロッパ諸国の一九六〇年代——およそ常態の国家独占資本主義が実現していると考えてよいであろう——における農地政策については、全国農地保有合理化協会『西欧諸国における農地事情』一九七三年、を参照されたい。同書は、フランス・西ドイツ・オランダ・スウェーデンにおける小作関係規制・農地移動統制の概要を記している)。

(64) 暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』三三二頁

(65) 戦時食糧増産政策の下で犠牲にされた地主階級の小作料収取は、国家独占資本主義が常態に復帰すれば、その相当部分は回復されるはずである(農地改革が間にあるために、それが見えにくくなっている)。ここでは一九五〇年代後半以降の高度成長期における農地法改正への動きを念頭におけば、戦時下の農地政策の特殊性を理解することができるであろう。

(五) 農地改革⁽⁶⁶⁾

第二次大戦に敗れた後、体制的危機回避と、食糧不足の激化に対する食糧増産の必要が、新たな農地政策を必要とした。そして、肥料その他の生産資材がほとんど欠如した状況で、しかも食糧の供出・低米価・過大な税金を農民に押しつけつつ、農民の増産意欲を刺激するためには、農地政策もドラスティックなものとならざるをえなかった。そうしたものとして最初に提起されたのが等一次農地改革案である。

農林官僚の手になるこの改革案は、国会での審議過程にみられる如く、地主の利益抑制が過大かつ急激に過ぎるものであって、成立の条件は乏しかったと考えるべきであろう。第一次改革・第二次改革の成立を後押ししたのは、占領軍の自作農主義に対する思い入れであった。そして、実現した農地改革は、小作地の大部分を、ほとんど無償に近い低価格で、短期間のうちに地主から没収し、これを自作地化するという、きわめてラディカルなものであった。

しかし、常態の国家独占資本主義の下では、自作農創設は長期にわたり、地主の階級的利益を保証しつつ行なわれるはずのものであり、小作料収取・土地資産価値の両面における、このような階級的利益の全面的ともいえる否定は、正常な国家独占資本主義の政策として考えるべきではない。⁽⁶⁷⁾ 農地改革は、国家独占資本主義の農地政策としては行き過ぎた不必要なものである。

行き過ぎた農地政策は、常態の国家独占資本主義への復帰とともに、一九六〇年以降、農地法体制Ⅱ自作農主義の実質的崩壊Ⅱ農地質賃借関係展開への揺り戻しをもたらすことになるのである。そして、一九七〇年の農地法改正は、「自作地主主義の原則を借地主主義の原則に決定的に転換したものであ」った。⁽⁶⁸⁾

(66) 農地改革については、注(50)の文献のほか、東京大学社会科学研究所編『戦後改革 1 課題と視角』(一九七四年)、同『戦後改革 6 農地改革』(一九七五年)、農地改革記録委員会『農地改革頭末概要』

(一九五一年)、農地改革資料編纂委員会編『農地改革資料集或』全一六卷(一九七四—八二年)等を参照されたい。

(67) 帝国主義段階(あるいはより狭く国家独占資本主義の時期)における農地政策の展開については、前掲『西欧諸国における農地事情』のほか、チェルキンスキー著・川上正道訳『現代欧州に於ける土地制度の研究』(一九四三年)、農林省農地局『英国の小農地制度』(一九五〇年)、御園喜博『デンマーク』(一九七〇年、とくに五一—六七頁)、原田純孝『フランスにおける農地賃貸借制度改革』(前掲『戦後改革 6』所収)等を参照されたい。

(68) 今村奈良臣『現代農地政策論』(一九八三年)二九頁。なお、戦後農地政策の展開については、同書等一章「戦後農地政策の展開過程」が簡潔に整理している。

四 総括

以上検討してきたことは、次のように総括される。

(1) 小作料の寄生形態

小作料を原理的に規定すれば、小作料Ⅱ「C+V」超過分、ということになる。「V」は労働市場に規制された歴史的なものであるから、「C+V」超過分を受けとる地主は、当該資本主義体制に寄生するということになる。

(2) 寄生形態の歴史的展開

小作料水準を歴史的展開の中でみると、一九一〇年代以前の、年雇労働者が階層として存在する時期においては、C+「V」は、C+V+P(Vは年雇賃金、Pは利潤)である。そして第一次大戦後労働市場の展開により、農村の賃金が上昇し、年雇労働者が解消する時期において、「V」水準は農村賃金の最低辺、またはその周辺に位置することになる(以上の記述は全国的な動向であり、地域による時期的なズレを否定するものではない)。

帝国主義段階において小作料は、労働市場の展開に規制されるばかりではなく、社会政策的農政に支えられて、その水準が確保されるという性質が加わり、地主の帝国主義体制への寄生のいみが二重化する。

(3)地主階級の解体（農地改革）

地主の階級的解体は、本来的には社会政策的農政（＝自作農創設政策）に支えられた寄生性を実現した結果として、長期にわたり、地主の階級的利益を保証しつつ行なわれる筈のものである。しかし、日本のばあい、敗戦に続く占領政策の下で、農地改革は、地主の階級的利益を否定したばかりではなく、本来解体の対象にはならない筈の中小地主まで解体し、その階層的利益をもほとんど全面的に否定する、ドラスティックな形で実施された。

そのような行き過ぎた農地政策は、国家独占資本主義が、常態に復帰するのにもなって、農地賃貸借の再生によって再修正されることになった。⁽⁶⁹⁾

(69) 農地改革の歴史的位置については拙稿「農地政策の連続性と断絶性——農地改革について——」（山梨県立女子短期大学『紀要』二二号・一九八八年）を参照されたい。